

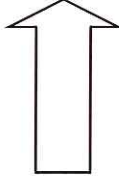
VI 相談支援について

「障害者」の相談支援体系

見直し前

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



見直し後

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

※市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業(交付税措置)に係る役割は、これまでと変更がないことに留意。
 ※基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置等の取組に係る事業費については、市町村地域生活支援事業における国庫補助対象。

市町村による相談支援事業

サービス等利用計画

指定相談支援事業者

※事業者指定は都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

地域移行支援・地域定着支援

指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)

※事業者指定は都道府県知事・指定都市長・中核市市長が行う。

○地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)

・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

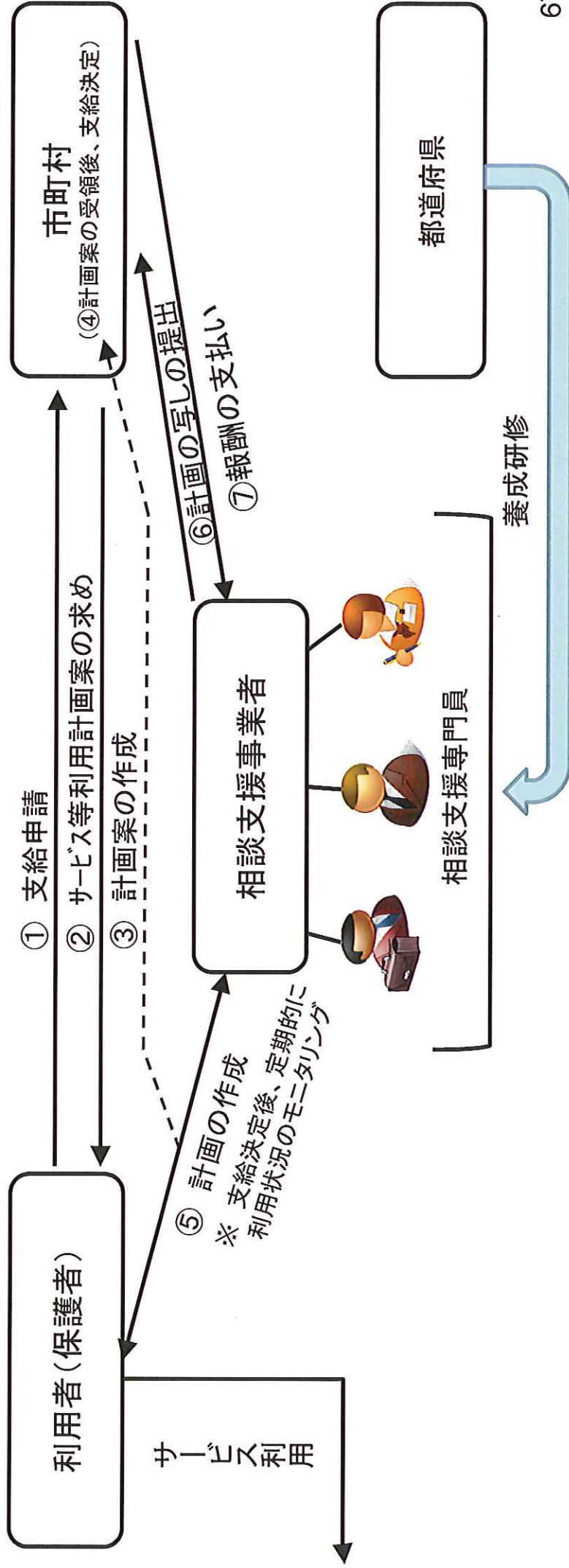
○精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
 (都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
 (市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

計画相談支援のしくみ

- 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）
- ※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）。
- 完全施行となる平成27年4月から、支給決定を行う際は、全ての利用者にサービス等利用計画が必要となるが、それまでの間は経過措置として、市町村が必要と認められた場合に作成することとされている。
- ※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

(利用プロセスのイメージ)

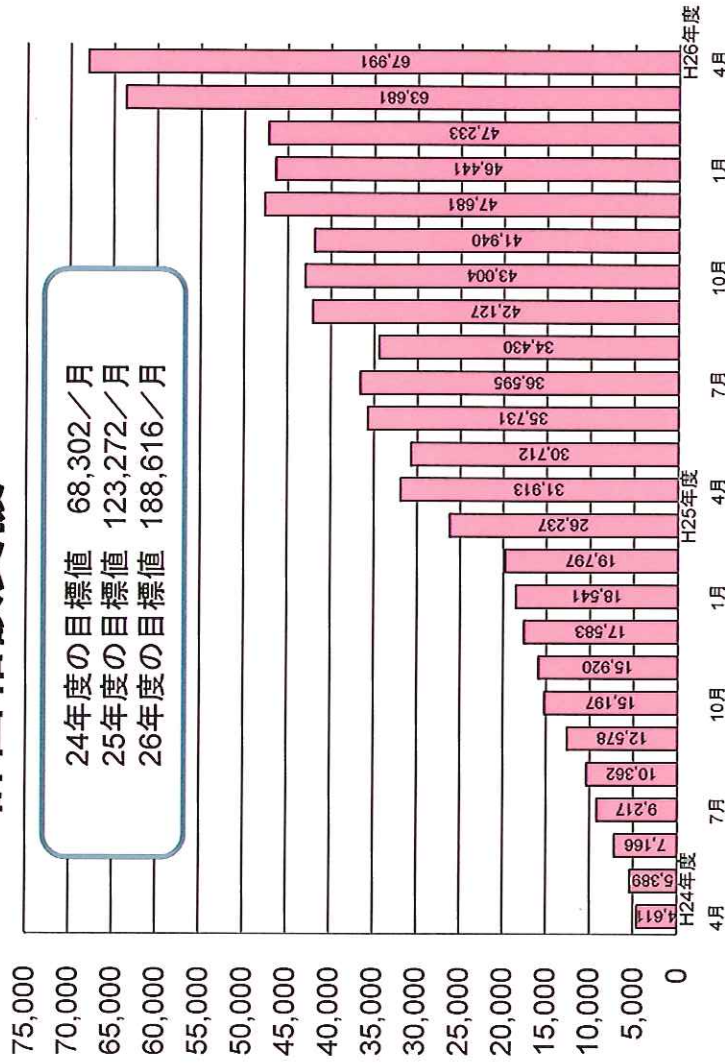


計画作成件数の見込みと実際の推移

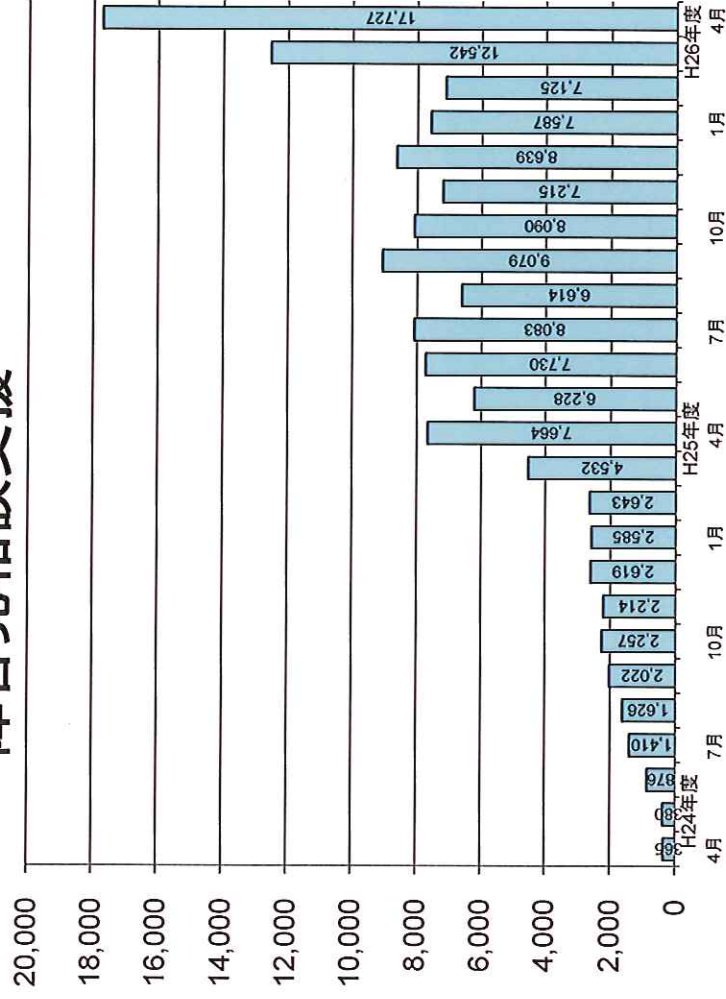
- 平成27年度から利用者全員について計画が適切に作られるための体制づくりが必要。
 - 障害福祉サービス利用者 70.3万人、障害児支援利用者 14.0万人 (H26.4月)
 - 障害福祉計画(H24～H26)では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成27年度から全例に対応するためには、平成26年度は平均して毎月18.9万件に対応できるような体制になっている必要があると見込んでいる。

○ 一方、平成26年4月を見ても6.8万件にとどまっており、平成27年度から全例に対応できるような体制を作るためにはさらに取組を進める必要がある。

計画相談支援

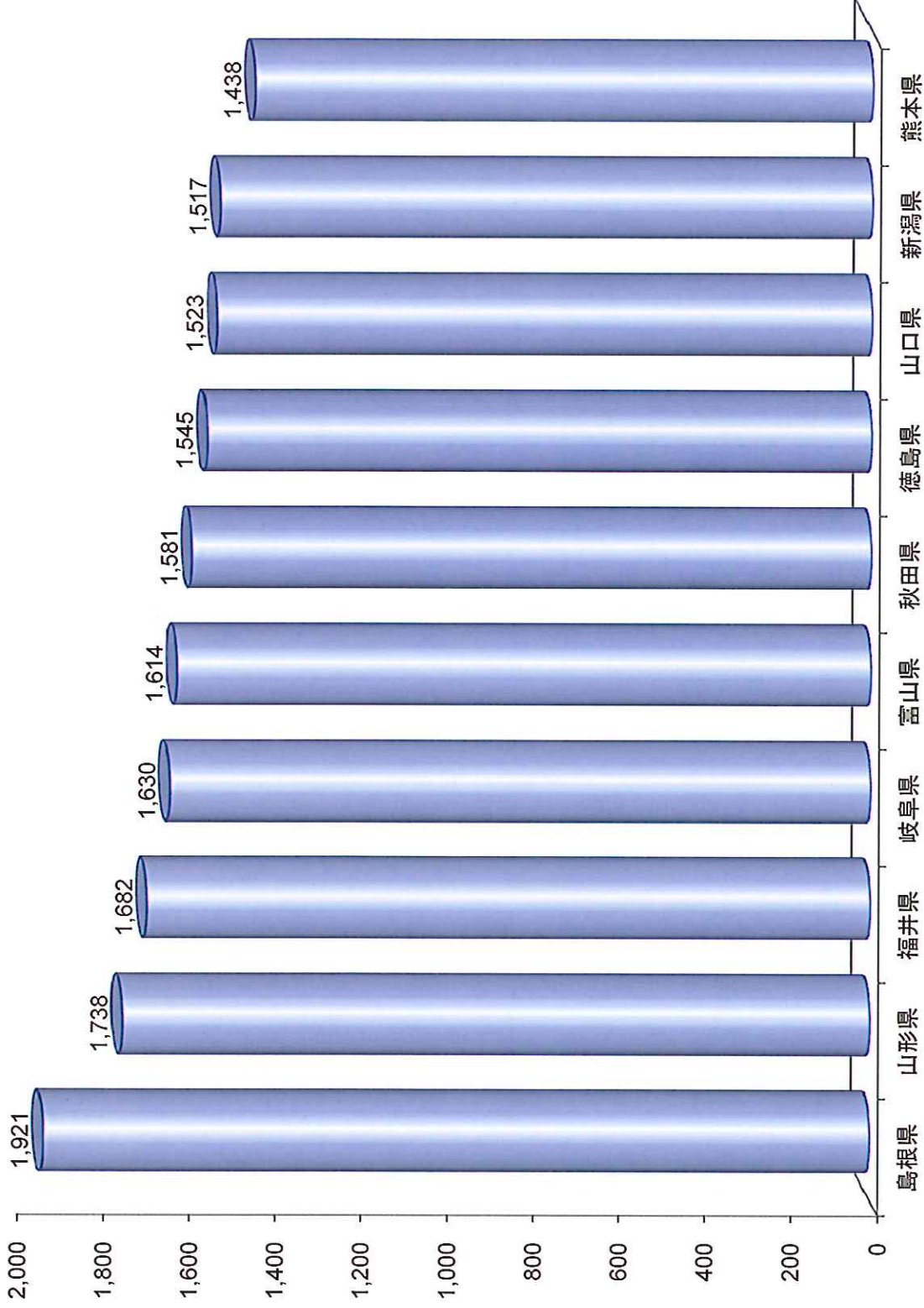


障害児相談支援



※新規作成のほか、支給決定の更新時及びモニタリングを合わせた件数

○障害福祉サービス等の利用者1万人当たりの計画相談支援の利用者数



出典：国保連データ（平成26年4月分）

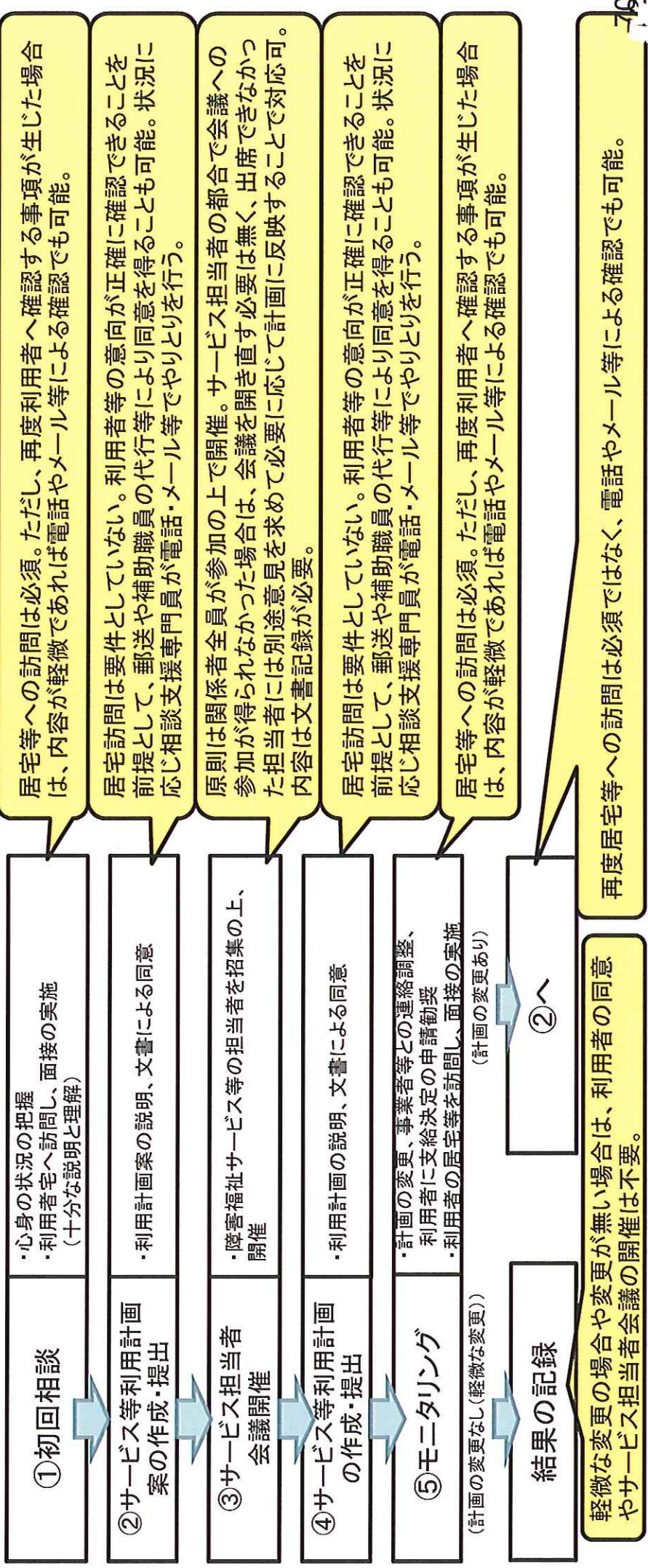
計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たったの基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

(市区町村に求められる配慮の例)

- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
- 支給決定・受給者証発行に当たって、
 - 利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - 支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - 支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

○ 特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



サービス等利用計画等の作成の効率的な実施について

平成26年9月26日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等」について

《平成26年2月27日事務連絡の周知・徹底について》

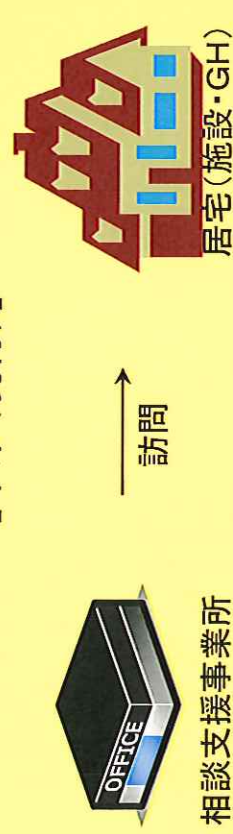
- 全ての利用者についてサービス等利用計画等の作成等が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、
- (1) 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
- (2) 特定相談支援事業所等の作成に代えて提出することができる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項について、新規事業所や新たに従事した相談支援専門員に改めて周知

《役割分担を踏まえた関係機関の協働について》



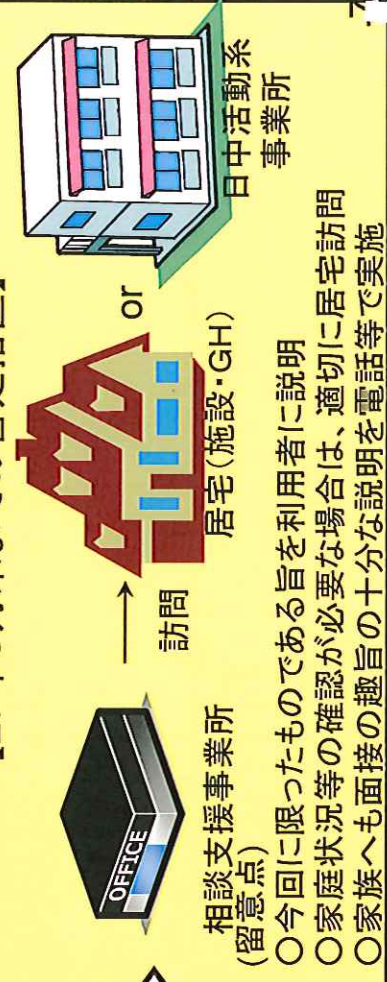
《サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置について》※モニタリング・障害児相談支援は対象外

【本来（現行）】



※ 基準省令第15条第2項第六号「相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならぬ。

【27年3月末までの暫定措置】



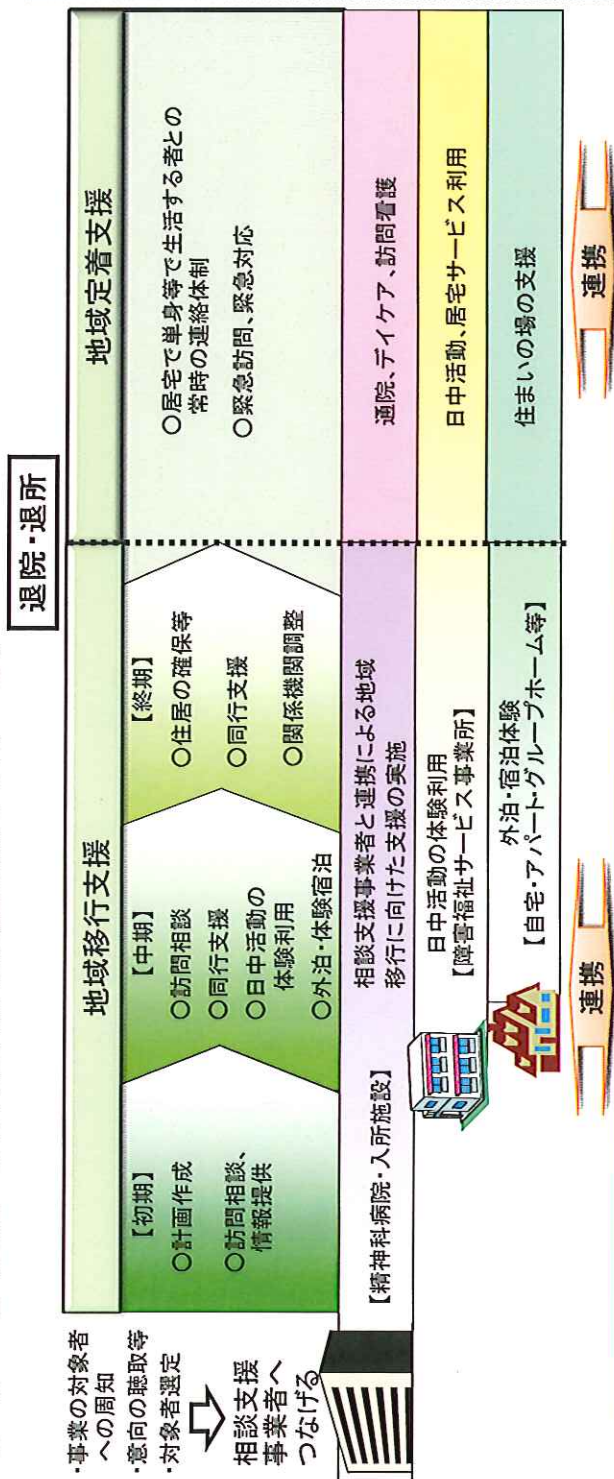
○ 今回に限ったものである旨を利用者に説明
○ 家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
○ 家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するため
の支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ (イメージ)



報酬単価	
(地域移行支援)	
・地域移行支援サービス費	2,313単位/月
・退院・退所月加算 (退院・退所月に加算)	2,700単位/月
・集中支援加算 (月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)	500単位/月
・障害福祉サービス事業の体験利用加算	300単位/日
・体験宿泊加算 (I)	300単位/日
・体験宿泊加算 (II)	700単位/日
・特別地域加算	+15/100
(地域定着支援)	
・地域定着支援サービス費 〔体制確保分〕 〔緊急時支援分〕	301単位/月 703単位/日
・特別地域加算	+15/100

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年6月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

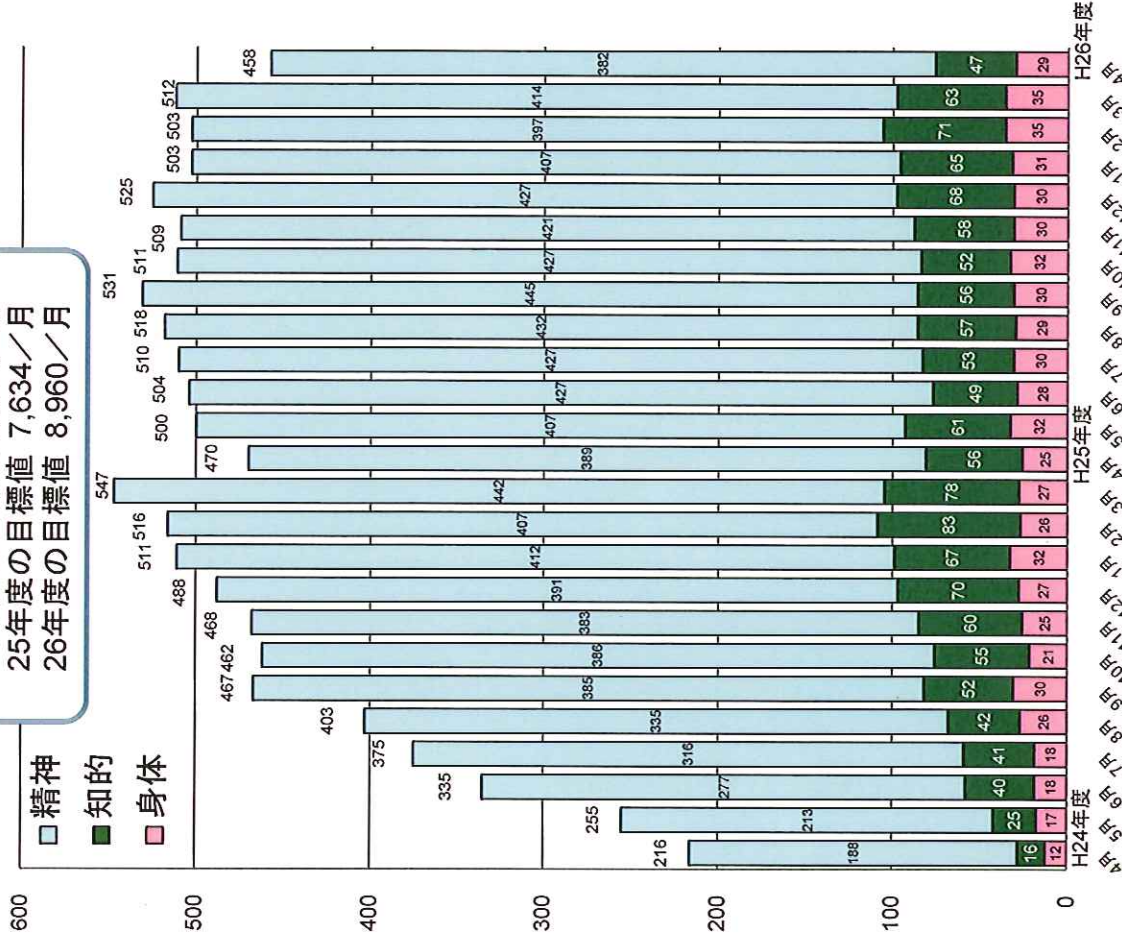
地域移行支援	
事業所数	254事業所
利用者数	458人
地域定着支援	
事業所数	367事業所
利用者数	1,785人

相談支援の利用状況（平成24年4月～）

国保連集計

地域移行支援

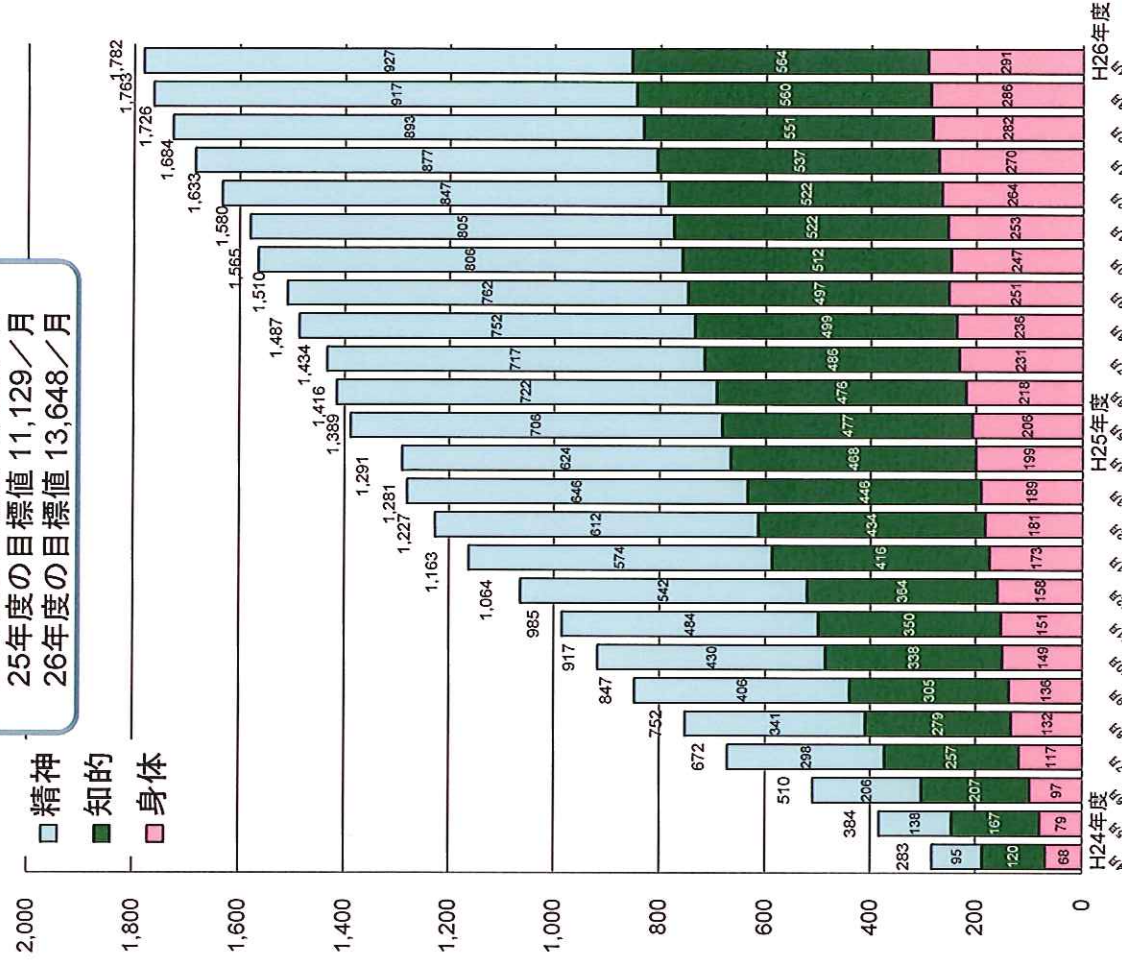
24年度の目標値 6,431／月
25年度の目標値 7,634／月
26年度の目標値 8,960／月



・ H25年4月～5月分については障害児(1人)を除く

地域定着支援

24年度の目標値 8,189／月
25年度の目標値 11,129／月
26年度の目標値 13,648／月



- ・ H24年8月～H25年3月分、H26年1月～3月分については障害児(1人)を除く
- ・ H25年8月分、H26年1月分については、難病等対象者(1人)を除く
- ・ H25年9月～12月分については、難病等対象者(2人)を除く
- ・ H26年2月～3月分については、難病等対象者(3人)を除く